

納本制度審議会
平成 25 年 7 月 23 日

国立国会図書館長

大 滝 則 忠 殿

納本制度審議会会長

中 山 信 弘

答申

国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件（平成 25 年国立国会図書館告示第 1 号）第 1 項に規定する金額の決定について

本審議会は、平成 25 年 7 月 23 日付け国図収 1307121 号により諮問のあった「国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件（平成 25 年国立国会図書館告示第 1 号）第 1 項に規定する金額の決定について」を受けて調査審議した結果、結論を得たので、納本制度審議会規程（平成 9 年国立国会図書館規程第 1 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき答申する。

答申

国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件（平成 25 年国立国会図書館告示第 1 号）第 1 項に規定する金額の決定について

国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件（平成 25 年国立国会図書館告示第 1 号。以下「告示」という。）第 1 項に規定する金額は、以下のとおりとする。

- 1 国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程（平成 25 年国立国会図書館規程第 1 号。以下「規程」という。）第 2 条第 1 号に規定する方法による提供については零とする。
- 2 規程第 2 条第 2 号に規定する方法による提供については次に掲げる金額の合計額とする。

（1）記録媒体の購入に要する金額

記録媒体 1 点につき 83 円

なお、記録媒体の購入に要する金額は、総務省統計局「小売物価統計調査年報」に基づき算定する。金額は、「小売物価統計調査年報」の最新版が公表された後、速やかに算定し、変更があった場合には告示を改正するものとする。

（2）送付に要する金額

郵送に要する最低の料金に相当する金額

（根拠及び考え方）

（1）規程第 2 条第 1 号に規定する方法による提供について

平成 24 年 3 月 6 日付け納本制度審議会中間答申「オンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」において、「オンライン資料にその識別情報を添付することを義務付けても、それに伴って新たに発生する費用は一般に僅かであり、その費用は、補償を要するほどの額にはならないと考えられる。…識別情報（メタデータ）の付与は、上記にいう必要最低限度の項目に関する限り、無償とするのが妥当である。」¹「アップロードのオペレーション作業（送信作業）……このような作業は、1 件当たりの人件費・物件費のいず

¹ 平成 24 年 3 月 6 日付け納本制度審議会中間答申「オンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」 p.10.

れについても、通常は補償を要するほどの金額にはならないと考えられる。…送信作業に関する費用は、無償とするのが妥当である。」²との結論が得られていることに鑑み、その金額を零とする。

(2) 記録媒体の購入に要する金額

告示第5項の規定により記録媒体として指定されているDVDの購入に要する金額は、総務省統計局「小売物価統計調査年報」に基づき算定する。金額は、「小売物価統計調査年報」最新版の公表後に見直し、金額に変更が生じた場合には、告示を改正する。

総務省統計局「小売物価統計調査年報」では、DVDは、「記録型ディスク(DVD, 録画用, DVD-R, 記録容量4.7GB, 1~16倍速対応, CPRM対応, 10枚入り, 特殊加工を除く)」として、各都市の「平均(年平均価格)」が掲載されている。このため、各都市の「平均(年平均価格)」の平均額の1/10(1円未満は切り上げ)を、記録媒体の購入に要する金額とする。なお、平均額の1/10とするのは、「小売物価統計調査年報」の「記録型ディスク」の価格が10枚入りで算定されているためである。また、補償に関わるものであるので、1円未満は切り上げとする。

平成24年版の総務省統計局「小売物価統計調査年報」では、「結果表 第1表 調査品目の月別価格及び年平均価格 - 県庁所在市及び人口15万以上の市」にのみDVDの価格が掲載されており、上記の方法で算定すると、DVD1点の金額は83円となる。

(3) 送付に要する金額

DVDの送付については特に配慮すべき事項は存在しないため、国立国会図書館法第25条の規定により納入する出版物の代償金額の送付に要する金額と同様に「郵送に要する最低の料金に相当する金額」とする。

² 同上